訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護　重要事項説明書

この訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護重要事項説明書は、当事業所の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものです。ご利用者またはご家族に対してこの書面を交付し、ご説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

２０　　年　　月　　日

訪問入浴介護等の提供開始にあたり、本書面に基づいて重要事項（利用料金含む）の説明を行いました。

事業者	法人名 代表者名 住　所	ＳＯＭＰＯケア株式会社 代表取締役　鷲見　隆充 本社／〒140-0002　東京都品川区東品川四丁目12番8号
説明者	事業所名 担当者名	

私は、本書面に基づいて事業所から訪問入浴介護等についての重要事項（利用料金含む）の説明および当該重要事項説明書（重要事項説明書別紙利用料金表含む）の交付を受け、その内容について同意しました。

ご利用者	氏名
代理人 または 署名代行人	氏名 ご利用者 との関係

1.　【事業の目的】

ＳＯＭＰＯケア株式会社（以下「事業者」といいます。）が開設する「訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業所（以下「事業所」といいます。）」が行う訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業（以下「訪問入浴介護等」といいます。）の適切な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問入浴介護従業者およびその他の従業者（以下「従業者等」といいます。）が、要介護または要支援状態にあるご利用者に対し、適正な訪問入浴介護等を提供することを事業の目的とします。

2.　【運営の方針】

(1) 事業所は、ご利用者の心身の特徴を踏まえて、その有する能力に応じ、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、浴槽を提供し全身入浴、清拭または部分浴の介助を行います。
(2) 事業所は、自立支援の理念にもとづき、ご利用者が自立して生活していくために、本人の能力に応じて、本人にできることは可能な限りしていただくことで、身体機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実践します。
(3) 事業所は、市区町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

3.　【ＳＯＭＰＯケア株式会社の概要】

法人名	ＳＯＭＰＯケア株式会社	代表者	代表取締役　鷲見　隆充
法人所在地	東京都品川区東品川四丁目12番8号	電話番号	03-6455-8560(本社代表)
事業内容	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・グループホームの運営、居宅サービス事業等		

4.　【サービスを提供する事業所の概要】　※記載内容は、説明月時点の概要となります

事業所名		指定事業所番号	
所在地		通常の事業の 実施地域	
電話番号			
Ｆ　Ａ　Ｘ　番号		損害賠償責任 保険加入先	損害保険ジャパン株式会社

サービス提供	
提供日	
提供時間	
サービス受付	
営業日	
営業時間	
緊急を要する場合などは、上記の営業日、営業時間に限らず、ご相談を承ります。	

第三者評価について	
実施の有無	無し
直近の実施年月日	-
評価実施機関	-
開示状況	無し

※　第三者評価とは、事業所の提供するサービスの質を当事者（事業者および利用者）以外の公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。
　都道府県毎に対象サービスが異なるため、事業　所所在地域では非該当となる場合においても「無」と記載します。

職種	人数	職務内容
管理者	1　人	(1) 事業所の従業者等の管理、訪問入浴介護等の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 (2) 事業所の従業者等に対し、法令などにおいて規定されている訪問入浴介護等の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令および相談、指導を行います。 (3) 訪問入浴介護計画・介護予防訪問入浴介護計画（以下「訪問入浴介護計画等」といいます。）の主導および作成を行います。 (4) 事業所の従業者等に対し、各サービスの担当者やご利用者およびご家族と、サービス内容について意見を交換する機会であるサービス担当者会議への出席を指示し、または自ら出席し、居宅介護支援事業所（訪問入浴介護）・介護予防支援事業所・地域包括支援センター（介護予防訪問入浴介護）との連携を図ります。
看護師 准看護師	人	(1) 医療的な管理および処置を行います。 (2) バイタルの測定などの健康管理を行います。 (3) 訪問入浴介護等の提供にあたります。
介護職員	人	訪問入浴介護等の提供にあたります。

5.　【訪問入浴介護等の手順】

重要事項の説明・同意・交付および契約の締結

事業所の管理者が相談の受付を行います。ご利用者やご家族に、サービスの内容、利用料、提供方法、事業所の概要などについて、わかりやすく丁寧にご説明し、同意いただいた上で契約を締結します。

訪問入浴介護計画等の説明・同意・交付

心身の状況などの把握と課題の分析を行い、他のサービス担当者との意見交換等を通し、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合は、これに添って訪問入浴介護計画等を作成します。

訪問入浴介護等の開始

ご利用者に同意していただいた、訪問入浴介護計画等に添って、訪問入浴介護等の提供が開始されます。

経過の観察・評価

ご利用者の心身の状況に変化はないか、訪問入浴介護等の効果はどうかなどの評価を継続して行います。
※心身の状況の変化などにより、サービスの内容に変更の必要性がある場合には、再度適切な訪問入浴介護等が提供できるよう援助いたします。

6. 【サービス利用の注意事項】

(1) 従業者等が事前訪問時および６ヶ月に一回、医師の意見書または入浴可否診断書（以下、「意見書等」とします。）を確認させていただきますので、主治医にご相談ください。なお、意見書等の取得にかかる費用はご利用者のご負担となります。
(2) 介護保険が適用され、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、医師の関与のもとでサービス提供をする場合には、前項の医師の意見書等の取得は不要です。ただし、ご利用者の状況の変化が認められ、医師の意見を求める必要があると判断される場合には、ご利用者を担当する居宅介護支援事業者（訪問入浴介護）・地域包括支援センター担当者（介護予防訪問入浴介護）と協議のうえ意見書等をご用意していただく場合がございます。
(3) サービス提供の際に事故およびトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
①医師から入浴に関しての指示等がある場合には、必ず事前にご留意ください。
②①および空腹時の入浴は、体調不良の原因となるため、入浴できない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
③冬季および寒冷時は、事前に入浴する室内を暖めておいてください。
(4) ご利用者には次の事項についてあらかじめご了承願います。
①着替え等をご用意ください。
注）バスタオル・タオル・石鹸・シャンプー等で特にご指定のものがある場合には、ご利用者にてご用意ください。
②ポンプ・ボイラーを作動させるため、ご利用者宅の電気を使用させていただきます。
③給水するため、ご利用者宅で水を補給させていただきます。

7. 【ご利用料金およびお支払い方法等】

訪問入浴介護等の利用に係わる、ご利用料金ならびにお支払い方法等につきましては、重要事項説明書別紙利用料金表のとおりとします。

8. 【守秘義務・個人情報の保護】

(1) 事業所は、訪問入浴介護等を実施する上で知り得た、ご利用者またはご家族などに関する事項については、ご利用者または第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて第三者に提供しません。
(2) 事業所は、その業務に携わる従業者等に対して、その業務に従事する際には、正当な理由なく業務上知り得たご利用者またはご家族などの情報を第三者に提供してはならない旨の書面を取り交わすなど必要な措置を講じます。
(3) 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得たご利用者またはご家族などの秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
(4) 事業所は、サービス担当者会議や介護支援専門員および他の居宅サービス事業所などとの連絡調整において、個人情報を関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめご利用者およびご家族等に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する事項を説明し、書面にて同意を得ます。

9. 【損害賠償責任】

事業所は、ご利用者に対する訪問入浴介護等の提供により、万一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、すみやかに市区町村、ご利用者のご家族などに連絡をとり、必要な措置を講じるとともに当事業所の責に帰すべき事由によるときは損害を賠償します。

10. 【教育・研修体制】

事業所は、従業者等に対し、その知識および技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会およびその内容を以下のように設けています。
(1) 入社時研修　採用後１ヶ月以内
(2) 継続研修　年１０回以上

【研修内容】
(1) 従業者等としての専門的な業務について
(2) 高齢者虐待防止法などの他法制度について
(3) その他、訪問入浴介護等の実施のために必要な事項について

11. 【虐待防止の為の措置】

(1)　事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
①虐待を防止するための従業者等に対する研修の定期的な実施
②ご利用者およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
③成年後見制度の利用支援　　④虐待防止に関する責任者として管理者を選定
⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者等に周知徹底を図る
⑥虐待の防止のための指針の整備　　⑦その他虐待防止のために必要な措置
(2)　事業者は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

12. 【ご協力いただきたい事項】

ご利用者およびご家族は、以下の事項についてご理解していただき、当事業所が行う訪問入浴介護等の提供にご協力ください。
(1) 利用者の疾患および心身の状態などの事項は訪問入浴介護計画等を作成する上で、重要な情報です。詳細にお知らせいただき、管理者や従業者等が行う状況把握にご協力ください。
(2) ご利用者の急激な体調の変化などの事項は訪問入浴介護等を行う上で、重要な情報です。すみやかに、かつ詳細にお知らせください。
(3) ご利用者のお宅の鍵をお預りする際には、鍵預り証を取り交わします。
(4) 従業者等個人の電話番号や住所は、お知らせできませんので、あらかじめご了承ください。
(5) 従業者等へのお礼は固くお断りしております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
(6) サービスを担当する従業者等は、ご利用者およびそのご家族による指名はできませんので、あらかじめご了承ください。
(7) サービス内容の変更に関しては、事業所の管理者にご相談ください。
(8) 従業者等に対する暴言・暴力・ハラスメント等、社会通念上許容できない行為はお控えいただけますようお願いします。これらの行為が認められた場合、サービスの停止や契約を解約することがあります。ご理解くださいますようお願いいたします。
【ハラスメント等の具体例】
①身体的な攻撃（暴行・傷害）
②精神的な攻撃（脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言）
③過大な要求（サービス利用に関し明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・業務の妨害）
④個の侵害（私的なことに過度に立ち入る）
⑤セクシャルハラスメント

13. 【相談・苦情の対応】

事業所受付	相談・苦情窓口	（電　話）	
		（受付時間）	事業所概要の通り
		（担当者）	
事業者受付	お客様相談窓口	（電　話）	0120-65-1192
		（受付時間）	9：00～18：00（土日祝除く）
申し立て機関	ご利用者がお住まいの各市区町村外部苦情窓口	（担当窓口）	
		（受付時間）	
		（電　話）	
	都道府県国民健康保険団体連合会	（担当窓口）	
		（受付時間）	
		（電　話）	

【相談・苦情発生時の対応】
(1) 相談・苦情の受付
(2) 相談・苦情の内容確認
(3) 事実の調査と再発防止策の立案
(4) 苦情再発防止策の実施

14. 【緊急時・事故発生時の対応】

事業所は、訪問入浴介護等の実施により、病状の急変および事故が発生した場合には、すみやかに主治医およびご利用者のご家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

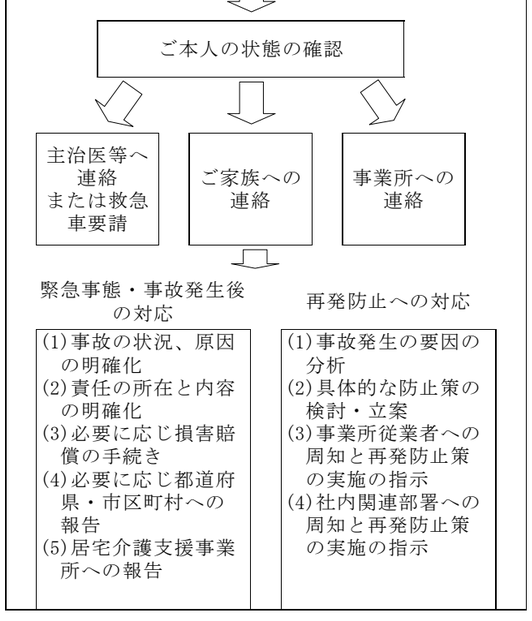

重要事項説明書別紙利用料金表　〈訪問入浴介護〉

適用される地域区分	その他	地域単価	10.00円

訪問入浴介護（以下「訪問入浴」といいます。）の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

１．訪問入浴__利用料金

（1回につき）

サービスの種類 ＼ 利用料金	利用料金
訪問入浴	12,660円
訪問入浴・部分浴	11,390円

(1)介護職員3名でサービスを提供する場合
ご利用者に対して、入浴によりご利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、介護職員3名が訪問入浴を行った場合は、上記表の上段の95%の額が利用料金となります。

(2)清拭または部分浴を実施した場合
ご利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、ご利用者の希望により清拭または部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を実施した場合には、上記表の下段の額が利用料金となります。

２．加算・減算項目

加算・減算項目	サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	440円	/回	**非該当**
		（Ⅱ）	360円	/回	**非該当**
		（Ⅲ）	120円	/回	**非該当**
	認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	30円	/日	**非該当**
		（Ⅱ）	40円	/日	**非該当**
	看取り連携体制加算		640円	/回	**非該当**
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%		—
	介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位数の10.0%		**非該当**
		（Ⅱ）	所定単位数の9.4%		**該当**
	初回加算		2,000円		（1月につき）
加算・減算項目	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×1%の減算		—
	業務継続計画未策定減算		所定単位数×1%の減算		—
	同一建物減算（同一・隣接敷地およびそれ以外の建物で月20人以上居住の場合）		所定単位数×90%		—
	同一建物減算（同一・隣接敷地で月50人以上居住の場合）		所定単位数×85%		—

※上記の表にて「－」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります。

３．実費について

（1回につき）

実費項目	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（自動車・自動二輪車使用）	1kmにつき22円（税込）
	実施記録の複写物交付	A4、A3一枚につき11円（税込）

(1)従業者が訪問入浴を提供するため、ご利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域内にお住まいのご利用または中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当するご利用者につきましては、無料となります。
(2)重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域外にお住まいのご利用者につきましては、ＳＯＭＰＯケア株式会社に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は､通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の自動車使用時の経費［22円／km］（税込）となります。
(3)サービス実施記録の再交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円（税込）をお支払い頂きます。
(4) 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

４．その他の留意事項

(1)訪問入浴を提供する際に使用する水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。

(2)法定代理受領の場合は、前述の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。

(3)介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。

①１ヶ月に利用したサービスの合計単位数（介護職員等処遇改善加算分を含む）・・ア
②ア　×　10 円（介護給付費１単位に対する地区別単価）＝　イ（１円未満切捨）・・介護報酬
③イ　×　（１－負担割合証に記載された負担割合）　＝　ウ（１円未満切捨）・・保険給付
④イ　－　ウ　＝　自己負担額

(4)訪問入浴の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。

(5)ご利用者が保険料の滞納等の理由により給付制限を受け、ＳＯＭＰＯケア株式会社が法定代理受領をすることができない場合またはご利用者が要介護認定を受けていない場合、居宅サービス計画が作成されていない場合には、利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口に提示すると、訪問入浴の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

５．支払い方法および重要事項

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の１割（一定以上の所得のある方は負担割合証に記載された割合の額）がご利用者の負担する料金となります。 ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用料金は全額自己負担となります。 ※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。
利用料金の支払い方法	銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。 ※ご指定の金融機関の口座から事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引き落とします。 ※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により１～３ヶ月間引落できない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに 指定口座へお振込みいただきます。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされる場合は、サービス提供の予定時間３０分未満ごとに４５０円（不課税）が、キャンセル料としてかかりますのでご注意ください。 ※上記料金を職員１人分とし、派遣予定人数分のキャンセル料を頂きます。 ※緊急な入院等やむを得ない事由の場合は、キャンセル料は頂きません。

重要事項説明書別紙利用料金表　〈介護予防訪問入浴介護〉

適用される地域区分	その他	地域単価	10.00円

介護予防訪問入浴介護（以下「介護予防訪問入浴」といいます。）の利用料金は、介護保険法令に定める介護給付費（介護報酬）に準拠した次の金額となります。

１．介護予防訪問入浴__利用料金

（1回につき）

サービスの種類 ＼ 利用料金	利用料金
介護予防訪問入浴	8,560円
介護予防訪問入浴・部分浴	7,700円

(1)介護職員2名でサービスを提供する場合
ご利用者に対して、入浴によりご利用者の身体の状況等に支障が生じるおそれがないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、介護職員2名が介護予防訪問入浴を行った場合は、上記表の上段の95%の額が利用料金となります。

(2)清拭または部分浴を実施した場合
ご利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、ご利用者の希望により清拭または部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄をいいます。）を実施した場合には、上記表の下段の額が利用料金となります。

２．加算・減算項目

加算・減算項目	サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	440円	/回	**非該当**
		（Ⅱ）	360円	/回	**非該当**
		（Ⅲ）	120円	/回	**非該当**
	認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	30円	/日	**非該当**
		（Ⅱ）	40円	/日	**非該当**
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%		—
	介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）	所定単位数の10.0%		**非該当**
		（Ⅱ）	所定単位数の9.4%		**該当**
	初回加算		2,000円		（1月につき）
加算・減算項目	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数×1%の減算		—
	業務継続計画未策定減算		所定単位数×1%の減算		—
	事業所と同一・隣接敷地内およびそれ以外の建物で月20人以上居住の場合		所定単位数×90%		—
	事業所と同一・隣接敷地内で月50人以上居住の場合		所定単位数×85%		—

※上記の表にて「－」と表記された項目については、該当する加算および減算項目の要件を満たした際に、請求および減算させて頂く項目となります。

３．実費について

（1回につき）

実費項目	通常の事業の実施地域を越えて行う交通費（自動車使用）	1kmにつき22円（税込）
	実施記録の複写物交付	A4、A3一枚につき11円（税込）

(1)従事者が介護予防訪問入浴を提供するため、ご利用者宅を訪問する際にかかる交通費は、重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域内にお住まいのご利用または中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算に該当するご利用者につきましては、無料となります。
(2)重要事項説明書の4【サービスを提供する事業所の概要】に記載する通常の事業の実施地域外にお住まいのご利用者につきましては、ＳＯＭＰＯケア株式会社に対して前項に定める交通費の実費を支払うものとします。その場合の実費は､通常の事業の実施地域を越えた地点から目的地までの区間における往復の自動車使用時の経費［22円／km］（税込）となります。
(3)サービス実施記録の再交付をご希望される場合は、コピー代金として、A4・A3用紙一枚につき11円（税込）をお支払い頂きます。
(4) 消費税の端数処理の関係上、請求金額と差が生じることがあります。

４．その他の留意事項

(1)介護予防訪問入浴を提供する際に使用する水道光熱費、ティッシュ、タオルなどの日常生活費はご利用者の負担となります。

(2)法定代理受領の場合は、前述の金額に対し、負担割合証に記載された割合の額（但し、経過措置、利用者負担の減免、公費負担がある場合などはその負担金額による）が自己負担金となります。

(3)介護保険適用分の自己負担額の計算方法は以下の通りです。

① １ヶ月に利用したサービスの合計単位数（介護職員等処遇改善加算分を含む）・・ア
② ア　×　10 円（介護給付費１単位に対する地区別単価）＝　イ（１円未満切捨）・・介護報酬
③ イ　×　（１－負担割合証に記載された負担割合）　＝　ウ（１円未満切捨）・・保険給付
④ イ　－　ウ　＝　自己負担額

(4)介護予防訪問入浴の利用について、介護保険給付対象の場合には、非課税となります。

(5)ご利用者が保険料の滞納等の理由により給付制限を受け、ＳＯＭＰＯケア株式会社が法定代理受領をすることができない場合またはご利用者が要支援認定を受けていない場合、介護予防サービス計画が作成されていない場合には、利用料金全額をお支払い頂きます。この場合には、ご利用者は後日サービス提供証明書および領収書をご利用者の住所のある市区町村の窓口に提示すると、介護予防訪問入浴の利用料金全額または自己負担額を除く金額が払い戻しされます（償還払い）。

５．支払い方法および重要事項

利用料金	厚生労働大臣の定める基準により、原則として基本料金の１割（一定以上の所得のある方は負担割合証に記載された割合の額）がご利用者の負担する料金となります。 ただし、介護保険の給付の範囲を超えた利用料金は全額自己負担となります。 ※介護保険料の滞納がある場合には、負担割合が異なることがあります。
利用料金の支払い方法	銀行または郵便局の口座からの自動引落にてお支払い頂きます。 ※ご指定の金融機関の口座から、事業者が指定する日（同日が土日祝日の場合、翌営業日）に引き落とします。 ※手続きの関係上、自動引落の申込をいただいた後、場合により１～３ヶ月間引落できない場合がございます。その場合、請求書を郵送しますので、その月の末日までに指定口座へお振込みいただきます。
キャンセル料	ご利用予定のサービスをキャンセルする際には、すみやかに事業所までご連絡ください。 サービス利用日の前日正午を過ぎてキャンセルされた場合、サービス提供の予定時間３０分未満ごとに４５０円（不課税）が、キャンセル料としてかかりますのでご注意ください。 ※上記料金を職員１人分とし、派遣予定人数分のキャンセル料を頂きます。 ※緊急な入院等やむを得ない事由の場合は、キャンセル料は頂きません。

訪問入浴介護

基本部分 （ ）内旧単位		高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続未策定減算	介護職員３人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	中山間地域等にかかる加算	同一建物減算 ※	
訪問入浴介護費（１回につき）	1,266 単位(1,260)	－1/100	－1/100	×95/100	×90/100	特別地域加算 ＋15/100 中山間地域等における小規模事業所加算 ＋10/100 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100	事業所と同一建物又は同一建物 20 人以上 ×90/100	事業所と同一建物 50 人以上 ×85/100
介護予防訪問入浴介護費（１回につき）	856 単位(852)							

介護給付
予防給付
支給限度額管理対象外

※　事業所と同一の建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者にサービスを行う場合
なお、本減算を算定する際は、支給限度額を算出する折に当該減算前の単位数を算入

加算名		単位数	１日につき	１月につき	１回につき
初回加算		200 単位		●	
看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前 30 日以下に限り	64 単位			●
認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	３単位	●		
	（Ⅱ）	４単位	●		
サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	44 単位			●
	（Ⅱ）	36 単位			●
	（Ⅲ）	12 単位			●

介護職員処遇改善加算は「0. 共通事項」参照

各種加算の改定点（訪問入浴介護）

名称	詳細
（変更） 認知症専門ケア加算	別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合に加算します。 **イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)**：次のいずれにも適合すること。 (1) 事業所における利用者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（以下「対象者」という。）の占める割合が 50%以上であること。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が 20 人未満である場合にあっては 1 以上、当該対象者の数が 20 人以上である場合にあっては 1 に対象者の数が 19 を超えて 10 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。 (3) 事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していること。 **ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)**：次のいずれにも適合すること。 (1) イ(2)及び(3)の基準のいずれにも適合すること。 (2) 事業所における利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が 20%以上であること。 (3) 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を 1 名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していること。 (4) 事業所における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。
（新設） 看取り連携体制加算	別に厚生労働大臣が定める以下の基準に適合しているものとして都道府県知事等に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合に加算します。 イ 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションとの連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションにより指定訪問看護等が提供されるよう、サービスを行う日時を当該病院、診療所又は指定訪問看護ステーションと調整していること。 ロ 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 ハ 看取りに関する職員研修を行っていること。
（新設） 高齢者虐待防止措置未実施減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。

名称	詳細
（新設） 業務継続計画未策定減算	別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合に減算します。